令３薬務第４６３号

令和３年(2021年)８月12日

薬局開設者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山口県健康福祉部薬務課長

薬局機能情報提供制度実施要領等の改正について

　このことについて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第５号）が公布されたこと等に伴い、薬局機能情報提供制度実施要領及び薬局機能情報報告書記載上の注意事項を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

［改正内容］

・地域連携薬局等に係る項目の追加

・山口県健康エキスパート薬剤師に係る項目の追加

・オンライン服薬指導に係る事項の追加　等

|  |
| --- |
| 薬事班  担当　片山  TEL 083-933-3020  FAX 083-933-3029 |